

第2章 歴史的文化遺産

第1節 文化財の保護

我が国の古代国家の中心地であった奈良は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。

平成5年には、「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年には「古都奈良の文化財」が、世界遺産条約に基づく文化遺産として登録されたことが記憶に新しい。

本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用することは、心豊かな生活の源となるとともに、優れた文化の創造と発展の基礎となるものである。これらの文化財を保護するため、昭和25年に文化財保護法が公布され、また、昭和52年に奈良県文化財保護条例が制定され、文化財保護体制の整備が図られてきた。これらにより現在までに文化財の保存措置が講じられてきたところであるが、未措置のものもまだまだ多い。

文化財保護法及び奈良県文化財保護条例により指定されている文化財の区分は、表1のとおりであり、県内の文化財の指定件数は、表2のとおりである。

建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国で第1位であり、国指定文化財の総数では、東京・京都に次いで全国第3位である。

これらの指定文化財については、その保護のために国・県・市町村等がそれぞれ補助金を交付している。

表1 文化財の区分

区 分		概 要	分 類 等
有形文化財	[国指定] 国宝 重要文化財 [県指定] 県指定有形文化財	有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上の価値が高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他物件を含む。）、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料	建造物
			美術 工芸品 絵画 彫刻 工芸品 書跡・典籍・古文書 考古資料 歴史資料
無形文化財	[国指定] 重要無形文化財 [県指定] 県指定無形文化財	無形の文化所産で、我が国にとって歴史上または芸術上の価値が高いもの	芸能
			工芸技術
			その他
民俗文化財	[国指定] 重要有形民俗文化財 重要無形民俗文化財 [県指定] 県指定有形民俗文化財 県指定無形民俗文化財	衣食住等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる物件で、我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの	有形の民俗文化財 〔無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件〕
			無形の民俗文化財 〔衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能〕
記念物	[国指定] 特別史跡 特別名勝 特別天然記念物 史跡 名勝 天然記念物 [県指定] 県指定史跡 県指定名勝 県指定天然記念物	遺跡で、我が国にとって歴史上または芸術上の価値の高いもの 庭園、橋梁その他の名勝地で、我が国にとって芸術上または観賞上の価値の高いもの 動物、植物及び地質鉱物で、我が国にとって学術上の価値の高いもの	史跡（遺跡） 〔貝塚、古墳、都城〕 〔跡、城跡、旧宅等〕
			名勝（名勝地） 〔庭園、橋梁、峡谷、〕 〔海浜、山岳等〕
			天然記念物 〔動物、植物、地質鉱物〕
伝統的建造物群	[国選定] 重要伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの	市町村の申出に基づき選定
文化保存技術	[国選定] 選定保存技術 [県選定] 県選定保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能で、保存の措置を講ずる必要があるもの	
埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財	

表2 県内の文化財の指定件数

(平成14年3月31日現在)

区 分		件 数	備 考	
有形文化財	国 宝	208件		
	重 要 文 化 財	1,414件		
	県 指 定 有 形 文 化 財	288件		
	小 計	1,910件		
無形文化財計	重 要 無 形 文 化 財	3件	個人3件	
	県 指 定 無 形 文 化 財	1件		
	小 計	4件		
民族文化財	有 形	重 要 有 形 文 化 財	3件	
		県 指 定 有 形 民 族 文 化 財	20件	
		小 計	23件	
	無 形	重 要 無 形 民 族 文 化 財	5件	
		県 指 定 無 形 民 族 文 化 財	29件	
		小 計	34件	
記念物	史 跡	特 別 史 跡	10件	
		史 跡	105件	
		県 指 定 史 跡	48件	
		小 計	163件	
	名 勝	特 別 名 勝	2件	
		名 勝	11件	
		県 指 定 名 勝	5件	
		小 計	18件	
	天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3件	
		天 然 記 念 物	24件	
		県 指 定 天 然 記 念 物	60件	
		小 計	87件	
伝統的建造物群	重 要 伝 統 的 建 造 物	1地区		
文化財の保存技術	選 定 保 存 技 術	9件	個人9件	
	県 選 定 保 存 技 術	1件	個人1件	
	小 計	10件		

(注) 重要文化財及び史跡・名勝・天然記念物の件数は、国宝及び特別史跡・特別名勝・特別天然記念物の件数を含む。